

携帯電話に「1,000万円が当たりました。当選金を受け取るため会員登録を」という、URL付きの見知らぬメールが届いた。そのURLをタップして氏名や電話番号、クレジットカード番号を入力した。その後、現金の受け取りに必要と言われ、5万円分のポイントをクレジットで購入したが、当選金の支払いがない。今は詐欺だと思っているが、返金してもらえるだろうか。

(60歳代 男性)

「賞金が当選した」などと、うその情報をメールやSMS（ショート・メッセージ・サービス）で送り、連絡した消費者にポイントを購入させたり、金銭を要求したりする「当選商法」の被害相談が、各地の消費生活センターに寄せられています。相談者のように「登録のために必要」と個人情報を聞き出す手口もみられ、注意が必要です。

こうしたメールで、実際にお金を受け取れることは、まずありません。無視することが、一番の対処法です。

「間違いでは」や「メールを送らないで」と伝えるためでも、こちらから連絡すると、相手の巧みな話術に誘導され、詐欺の被害に遭う危険性があります。くれぐれも反応しないようにしましょう。

また、メールなどに記載のURLをタップしてしまい、大量の迷惑メールが届くようになり、身に覚えのない料金を請求されたり、というトラブルも起きています。興味本位で内容を確認することも避けてください。

相談者のように、賞金を受け取るためとだまされクレジットカードで支払った場合、カード会社に経緯を説明すると返金してもらえるケースもあります。

その場合、やり取りのメールなどは全て保存しておき、早めに消費生活相談窓口にご相談を。心当たりのないメールなどが届き不安を感じたり、困ったりしたときもご相談ください。